

後期高齢者医療保険に関するお知らせ

○ 後期高齢者医療「資格確認書」について

後期高齢者医療の資格をお持ちの全ての方に資格確認書が交付されます。

令和 7 年度の新しい後期高齢者医療資格確認書は「薄紫色」となります。

新しい資格確認書（令和 7 年 7 月 1 日発行、有効期限令和 8 年 7 月 31 日）は、7 月下旬に特定記録郵便で郵送します。

新しい資格確認書はお手元に届いた日からご利用いただけます。現在お手持ちの被保険者証「さくら色」または資格確認書「水色」は、有効期限終了後はご利用いただけません。有効期限を過ぎた資格確認書は、個人情報に記載されていますので、裁断するなどして廃棄してください。

○ 資格確認書への限度額区分の任意記載事項の併記について

マイナ保険証をお持ちでない方で、資格確認書への限度額区分の記載を新規で希望される方は申請が必要となります。なお、前年度交付を受けている方またはすでに併記申請を行った方に該当する場合は、引き続き任意記載事項が記載された資格確認書を交付しますので申請は不要です。

※マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関等の窓口でマイナ保険証を提出し、「限度額情報の表示」に同意することで適用されますので申請は不要です。

○ 長期入院日数届出書について

低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）に該当する方で、申請月を含めた過去 12 カ月の入院日数が 90 日（低所得者Ⅱと判定された期間に限る）を超え、入院時の食費等の減額をさらに受ける場合は、役場住民課での申請手続きが必要です。ただし、申請書を提出する月以前の 12 月以内に 90 日を超えた入院日数のわかる領収書もしくは入院証明書等の添付書類が必要です。

申請後は入院時の食事代が減額されます。ただし、申請日から申請月末日までの食事代については療養費（食事療養費差額）の申請が必要となります。

※マイナ保険証の保有の有無に限らず、長期入院に該当する方は申請が必要となります。

○ 基準収入額適用について

住民税課税所得金額が 145 万円以上の被保険者がいる世帯については、一部負担金（診療等における被保険者の窓口負担）の負担割合が 3 割となります。ただし、収入金額が一定基準額以下で基準収入額適用となる場合、適用後の負担割合は所得状況に応じて 2 割もしくは 1 割となります。

なお、要件に該当する方につきましては収入状況等を確認の上、適用後の負担割合の被保険者証を送付します。申請等は必要ありません。

○ 納付方法について

保険料の納付方法は特別徴収か普通徴収の 2 通りに分かります。

特別徴収は年金から天引きされます。

普通徴収は納付書または口座振替で納めます。

口座振替の方については記載された口座から引き落とされます。

口座振替は、納期ごとに出かける手間がなく、納め忘れる心配がない「便利」で「確実」な納付方法ですので、ご利用ください。

【問合せ先】

南部町役場 住民課

☎0556-66-3405

山梨県後期高齢者医療広域連合

☎055-236-5671